

富山県富山市土字上境谷1の33

2 所在が不分明である通知の相手方

中川幸三

3 通知の内容

1の森林について、令和4年2月9日富山県告示第46号で告示したとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

4 森林法第189条による掲示

令和4年3月15日から富山市役所に掲示した。

富山県告示第167号

保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林法第189条の規定による
告示及び掲示について

保安林の指定施業要件を変更する予定である次の森林について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知の相手方が所在不分明のため、同法第189条の規定により当該通知を南砺市役所に掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を告示する。

令和4年4月8日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

富山県南砺市利賀村上百瀬字東山46、48から50まで、51の2、利賀村上百瀬百瀬川入会字奥山2の4、小二又字滝谷34、井波外四入会字上尻高1、

2 所在が不分明である通知の相手方

城岸たか、大野外松、橋本憲三、岩倉栄、山田きよ、藤野昭、山田清治

3 通知の内容

1の森林について、令和3年12月27日富山県告示第509号で告示したとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

4 森林法第189条による掲示

令和4年3月15日から南砺市役所に掲示した。

富山県告示第168号

保安林の指定施業要件の変更に係る森林法第189条の規定による告示
及び掲示について

保安林の指定施業要件を変更する次の森林について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知の相手方が所在不分明のため、同法第189条の規定により当該通知を小矢部市役所に掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を告示する。

令和4年4月8日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

富山県小矢部市浅地字尻高52の1、53、54

2 所在が不分明である通知の相手方

吉田厚

3 通知の内容

1の森林について、農林水産大臣から令和4年3月1日農林水産省告示493号により保安林の指定施業要件を変更した通知があったので、令和3年10月4日富山県告示第404号で告示したとおり保安林の指定施業要件を変更する。

4 森林法第189条による掲示

令和4年3月14日から小矢部市役所に掲示した。

富山県告示第169号

知事管理漁獲可能量の公表について

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、以下の特定水産資源に関する令和3管理年度の同項に掲げる数量を令和4年3月23日付けで以下のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和4年4月8日

富山県知事 新 田 八 朗

するめいか、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和3管

理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）における漁業法第16条第1項に掲げる数量は、次のとおりとする。

第1 するめいか

1 富山県に配分された都道府県別漁獲可能量

現行水準

2 知事管理区分と知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
富山県するめいか漁業	現行水準

第2 くろまぐろ（小型魚）

1 富山県に配分された都道府県別漁獲可能量

98.5トン

2 知事管理区分と知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
富山県氷見漁業協同組合（定置漁業）	60.36トン
富山県新湊漁業協同組合（定置漁業）	26.06トン
富山県とやま市漁業協同組合（定置漁業）	3.93トン
富山県魚津漁業協同組合（定置漁業）	3.60トン
富山県その他漁業協同組合（定置漁業）	1.17トン
富山県その他漁業	3.38トン

第3 くろまぐろ（大型魚）

1 富山県に配分された都道府県別漁獲可能量

15.1トン

2 知事管理区分と知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
富山県氷見漁業協同組合（定置漁業）	10.09トン
富山県新湊漁業協同組合（定置漁業）	2.30トン
その他漁業協同組合	2.71トン

富山県告示第170号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月8日

富山県知事 新 田 八 朗

1 施行者の名称

黒部市

2 都市計画事業の種類及び名称

黒部都市計画下水道事業

黒部公共下水道

3 事業地**(1) 収用の部分**

令和元年5月17日富山県告示246号の事業地のうち黒部市吉田において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

変更なし

4 事業施行期間

平成37年3月31日から

令和9年3月31日まで

富山県告示第171号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営野口西地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年4月8日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営野口西地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

令和4年4月8日から

令和4年5月12日まで

3 縦覧の場所

立山町役場

教示

- 1 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第172号

土地改良区の定款変更の認可について

氷見市土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和4年3月30日認可した。

令和4年4月8日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第173号

土地改良区の定款変更の認可について

庄川沿岸用土地改良区連合から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和4年3月29日認可した。

令和4年4月8日

富山県知事 新田 八朗

富山県告示第174号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において4月8日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和4年4月8日

富山県知事 新田 八朗

道路の種類及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
一般国道 415号	氷見市大野字中 857番3 から 氷見市大野字中 818番3 まで	変更前		最大 19.1 最小 14.1	45.0	高岡土木 センター 氷見土木 事務所
		変更後		最大 19.7 最小 18.0	45.0	
県道 藪田下田子線	氷見市柳田字水替田2073 番2地先から 氷見市柳田字水替田2047 番3まで	変更前		最大 9.9 最小 9.7	96.1	高岡土木 センター 氷見土木 事務所
		変更後		最大 10.9 最小 10.6	96.1	

県道 藪田下田子線	氷見市上泉字干田 580番 2地先から	変更前		最大 23.8 最小 7.7	270.1	高岡土木 センター 氷見土木 事務所
	氷見市上泉字干田 140番 1地先まで	変更後		最大 25.1 最小 8.3	270.1	
県道 小矢部福光線	小矢部市石動町2338番か ら 小矢部市野端 768番まで	変更前	A	最大 10.9 最小 7.7	232.2	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所
	小矢部市野端 765番から 小矢部市野端 146番1ま で		B	最大 5.2 最小 2.0	113.3	
	小矢部市石動町2338番か ら 小矢部市野端 768番まで	変更後	A	最大 10.9 最小 7.7	232.2	
	小矢部市野端 368番2か ら 小矢部市野端 145番2ま で		C	最大 7.7 最小 2.9	83.1	

富山県告示第175号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において4月8日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和4年4月8日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
----------------	-----	---------	------

一般国道 415号	氷見市大野字中 857番3から 氷見市大野字中 818番3まで	令和4年4月8日	高岡土木 センター 氷見土木 事務所
県道 藪田下田子線	氷見市柳田字水替田2073番2地先から 氷見市柳田字水替田2047番3まで	令和4年4月8日	高岡土木 センター 氷見土木 事務所
県道 藪田下田子線	氷見市上泉字干田 580番2地先から 氷見市上泉字干田 140番1地先まで	令和4年4月8日	高岡土木 センター 氷見土木 事務所
県道 小矢部福光線	小矢部市野端 368番2から 小矢部市野端 145番2まで	令和4年4月8日	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所

富山県公安委員会告示第28号

少年指導委員の氏名等について

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により令和4年4月1日付けで少年指導委員9人を委嘱したので少年指導委員運営規則（平成13年富山県公安委員会規則第4号）第3条第4項の規定により告示する。

令和4年4月8日

富山県公安委員会委員長 神 川 康 子

氏名	連絡先	活動区域の名称	活動区域
新村 恵子	黒部警察署刑事生活安全課 TEL 0765-54-0110（代）	黒部区域	黒部警察署管内
水口 大倫 板倉 久郎	富山中央警察署生活安全課 TEL 076-444-0110（代）	富山中央区域	富山中央警察署 管内
村下 芳徳	富山南警察署生活安全課 TEL 076-420-0110（代）	富山南区域	富山南警察署 管内
二橋 道博	射水警察署生活安全課 TEL 0766-83-0110（代）	射水区域	射水警察署管内

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和2年12月7日から令和4年3月1日まで
- 3 作業地域
富山県南砺市利賀村草嶺 地内

公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局利賀ダム工事事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年4月8日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和2年12月7日から令和4年3月1日まで
- 3 作業地域
富山県南砺市利賀村押場 地内

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により公告する。

令和4年4月8日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

(1) 調達物品等の名称及び数量

富山県防災・危機管理センター（仮称）に係る研修用備品等 一式

(2) 調達物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和4年9月16日（金）

(4) 納入場所

仕様書のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和4年富山県告示第138号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和4年富山県告示第138号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を応札仕様書等の提出期限までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合

わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424（直通）

(2) 入札説明書の交付方法

令和4年4月8日から令和4年5月9日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付するほか、富山県入札情報サービスシステム（下記URL）の「入札公告情報」に公開する。

<http://www.pref.toyama.jp/sections/1803/d-nyusatu/index.html>

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 令和4年4月15日（金）午後2時00分

イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(4) 応札仕様書等の提出期限

令和4年5月16日（月）午後5時15分

(5) 郵便による入札書の提出期限

令和4年5月27日（金）午後5時15分（郵便による場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。）

5 入札・開札の日時、場所等

(1) 開札日時 令和4年5月30日（月）午後2時00分

(2) 開札場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が

契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。

(6) その他詳細は、入札説明書による。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Training Equipment etc.for the Toyama Prefectural Disaster
Prevention

And Crisis Management Center(tentative name)

(2) Time limit of tender : 2:00 p.m. 30 May. 2022

(3) Contact point for notification:

General Affairs, Accounting and Property Management Division

Treasury Bureau

Toyama Prefectural Government

1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.

930-8501 Japan

Telephone: 076-444-3423, 3424
